

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月19日

広島市長

提出者

住所 広島市中区千田町2-5-5

氏名 日本赤十字社中四国ブロック血液センター

所長 小林 正夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-241-1311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本赤十字社中四国ブロック血液センター
事業場の所在地	広島県広島市中区千田町2-5-5
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	製造業
②事業の規模	9,304,359,934円（令和4年度供給原価）
③従業員数	144名（令和5年6月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各部門の感染性廃棄物を感染性廃棄物集積所に保管。処理委託業者に引き渡し焼却後、埋立処分。

別紙4  
(廃棄物処理法一特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量  
計画：今年度（令和5年度）計画量

	単位：トン/年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	124	124										124	124							
特定有害産業廃棄物																				
廃PCB等																				
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
指定下水汚泥																				
燐さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	124	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	124	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

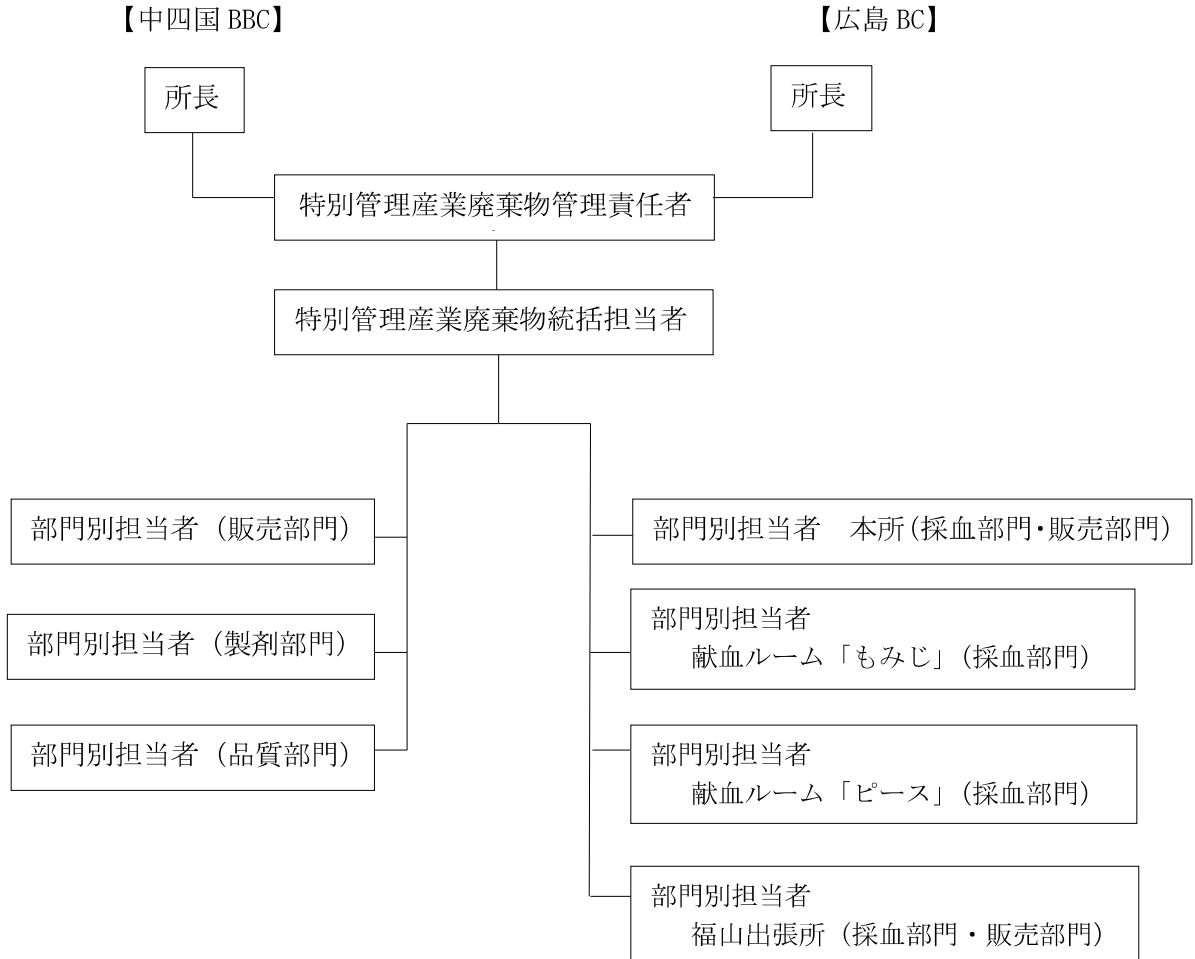


3. 管理体制

3. 1 組織

合同社屋内における感染性廃棄物管理のため以下の組織体制とする。

1. 管理組織体系図



### 3. 2 職務

#### (1) 事業者【合同社屋内センター所長】

感染性廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を任命する。なお、任命要件として、特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を受講し、修了証を交付されたものの中から任命する。

排出される感染性廃棄物が、適正に処理、処分されていることを特別管理産業廃棄物管理責任者から報告を受け確認する。

#### (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者（以下、管理責任者という。）

合同社屋内センターから排出される感染性廃棄物の管理、処理に関するすべての作業を統括し、感染性廃棄物処理に関する一連の作業が適切に実施されたことを事業者へ報告する。また、感染性廃棄物に係る諸問題が発生した場合、関連課を招集し、討議するよう特別管理産業廃棄物統括担当者に指示する。

#### (3) 特別管理産業廃棄物統括担当者（以下、統括担当者という。）【総務企画課長】

委託業者と契約を結び、委託業者からの処理報告、処理状況を確認し、調整等を行う。

産業廃棄物管理表（マニフェスト）、記録、契約書等を処理・保管する。

関係法令等で定められている計画、届出、変更、報告書を作成し、関係行政機関に提出する。情報収集に努め的確な情報を各関係部門に提供し、これらの業務をブロックセンターの事務責任者が統括する。

#### (4) 部門別担当者【各課の課長】

各課で排出された感染性廃棄物を適正に分別、梱包、保管、運搬等の処理に責任を持ち、環境の保全に努め、資源化・減量化を図るよう職員に教育指導をする。

感染性廃棄物の飛散、流出、感染事故等が発生した場合は、速やかに統括担当者及び管理責任者に報告する。

### 3. 3 緊急連絡体制

感染性廃棄物の取扱に際し事故が発生した場合には、下記に記す連絡体制に従い報告するとともに、指示を受けるものとする。

